

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年五月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年一月十五日奈良県指令建第一〇二―一九六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年五月十日建第九四一二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市土橋町二九番二及び二九番三の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市大中東町二―二四 ブランズ大和高田市九〇四

仁尾悟士

橿原市土橋町二四六 ファインビラA一〇一

植岡弘樹

一 許可番号

平成三十年十二月二十八日奈良県指令建第一〇二―一七〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年五月十三日建第九四一三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡上牧町大字上牧二八〇八番二、二八〇八番三、二八〇八番四、二八九四番、

二八九五番の一部及び四八九四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブーイレブン・ジャパン 代表取締役 古屋一樹